

第四十七号議案

東京都都税条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都都税条例の一部を改正する条例

東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二十条中「令和五年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第一号中「（法附則第二十五条第一項又は第三項の規定の適用がある場合は、当該規定を適用した場合の都市計画税額の算定の基礎となる課税標準となるべき額とし、附則第二十条の三の規定の適用がある場合は、同条第三号イ又はロに規定する都市計画税の課税標準となるべき額とする。次号において同じ。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の東京都都税条例附則第二十条の規定は、令和五年度分の都市計画税については、なおその効力を有する。

（提案理由）

小規模住宅用地に係る都市計画税の軽減措置を継続する必要がある。